

# 機動隊運営規程の制定について

昭和54年4月17日徳企監第96号  
徳島県警察本部長から各部（室）課（隊）校長、各警察署長あて

機動隊運営規程（昭和54年徳島県警察本部訓令第16号）を別添のとおり制定し、昭和54年4月1日から施行することとしたから、下記事項に留意し、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、徳島県警察機動隊の出動（応援）を要請する場合の取扱いについて（昭和47年4月1日徳備第28号）は、廃止する。

## 記

### 1 制定の趣旨

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和54年徳島県公安委員会規則第4号）が、昭和54年4月1日から施行され、従来、徳島県警察本部警備部警備課機動隊及び同外勤課特別警ら隊（徳島県警察管区機動隊）として運用されてきた両隊を統合して、県本部警備部に機動隊を所属として昇格させて置くこととされた。これに伴い、効果的な機動隊の運営を図るため、必要な事項を定めようとするものである。

### 2 運用上の留意事項

#### (1) 趣旨（第1条関係）

今回の改正で機動隊の正式名称は、徳島県警察本部警備部機動隊となるが、県民の機動隊に対する認識が徳島県警察の機動隊というところにあるところから、対外的には、徳島県警察機動隊と呼称するものとする。ただし、部内又は権利義務に関する文書等重要事項には、正式名称を用いるものとする。

#### (2) 隊員の資格基準（第4条関係）

隊員の資格基準は、警備実施等その執行業務の特殊性を勘案し、身体、精神ともに健全にして、優れた人材と、それに基づく強力な集団警備力を確保しようとするものである。

#### (3) 活動計画（第5条関係）

隊長は、毎月20日までに翌月分の機動隊の活動計画を策定し、各所属長に通報するものとする。

#### (4) 事件事故等の処理（第6条関係）

隊員は、事件事故発生時における所轄所属への引継ぎに際しては、安易に引き継ぐことなく、できる限りの資料等を添付して行い、事後捜査にも積極的に協力するものとする。

#### (5) 応援派遣要請（第7条関係）

ア 応援派遣要請は、当該応援派遣要請を必要とする事案の県本部主管課長を経由して行うものとする。

なお、要請を受けた機動隊長は、県本部警備課長と協議して所要の隊員を派遣するものとする。

イ 緊急の場合等で、機動隊応援派遣要請書によりがたい場合は、電話等最も早い方法で要請を行い、事後に機動隊応援派遣要請書を作成し、送付するものとする。

(6) 教養訓練（第8条関係）

所属長は、機動隊の教養訓練に伴う講師依頼、教養場所の提供等に積極的に協力しなければならない。